

事務名	基準の特例承認（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第3条第2項第1号に該当しない施設）
根拠法令	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第4条

前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第一項第十六号、第二十三号、第二十五号及び第二十七号に規定する基準について、同条第二項第二号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第一項第十五号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難い場合であつて、かつ、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。